

TPP大筋合意による県内産農林水産物の生産額への影響試算について

平成27年12月24日(木)に国が公表した「農林水産物の生産額への影響について(試算)」の考え方に基づいて、県内産農林水産物への影響を試算しました。

【試算結果】

国が試算した農林水産物33品目のうち、本県の主要な品目である農産物10品目(米、小麦、大麦、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵、茶、かんきつ類)、林産物1品目(合板等)および水産物4品目(あじ、さば、いわし、かつお・まぐろ類)の計15品目について、個別品目ごとに合意内容の最終年における生産額への影響を算出し積み上げを行いました。

その結果、県内産農林水産物(15品目)の合意内容の最終年における生産額への影響(生産減少額)は、約13.9億円～約26.2億円となりました。

	合意内容の最終年における 生産減少額
農産物	約8.1億円～約14.9億円
林産物	約0.1億円
水産物	約5.7億円～約11.2億円
合計	約13.9億円～約26.2億円

【品目別内訳】

品目名	品目毎の合意内容の 最終年における 生産減少額(※1)	国の試算の考え方(前提)	(参考) 合意内容の 最終年	
農 産 物	米	0億円	国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い。また、新たな国別枠の輸入量に相当する国産米を確実に政府が備蓄米として買い入れることから、国産主食用米の生産量や農家所得に影響は見込み難い。	13年目
	小麦	約1.3億円	マークアップ(※2)の引き下げに伴い国産麦価格が下落。	9年目
	大麦	約0.03億円	マークアップの引き下げに伴い国産麦価格が下落。	
	畜産	約6.4億円 ～約12.7億円		16年目
	うち牛肉	約3.5億円 ～約7.1億円	2等級の乳用種等の国産牛肉及び1等級の国産牛肉の価格は、関税削減相当分下落。5～3等級の国産牛肉及び2等級の和牛・交雑種の肉の価格は、2等級の乳用種等の国産牛肉及び1等級の国産牛肉の価格低下率の半分の価格低下率で下落。	

豚肉	約 1.7 億円 ～約 3.3 億円	国産銘柄豚肉以外の国産豚肉の価格は、関税削減相当分下落。国産銘柄豚肉の価格は、それ以外の国産豚肉の価格低下率の半分の価格低下率で下落。	10 年目
牛乳 乳製品	約 0.1 億円	チェダー・ゴーダ等に競合する国産チーズ向け生乳の価格は、輸入品価格まで下落、または関税削減相当分下落。関税撤廃されるホエイの影響を受けて、一部のバター・脱脂粉乳等向け生乳の価格が輸入品価格まで下落することにより、バター・脱脂粉乳等向け生乳全体の価格が下落。	21 年目
鶏肉	約 0.1 億円 ～約 0.3 億円	国産鶏肉のうち業務・加工用の 1/2 程度を占める弁当や総菜、ナゲット等の廉価品のうち冷凍のものの価格は、関税削減相当分下落。また、廉価品のうち冷蔵のものは、冷凍のものの価格低下率の半分の価格低下率で下落。	11 年目
鶏卵	約 1.0 億円 ～約 1.9 億円	業務・加工用のうち加工卵の使用が見込まれるものの 1/2 の価格が、関税削減相当分下落。また、業務・加工用のうち加工卵の使用が見込まれるものの残り 1/2 の価格は、前記価格低下率の半分の価格低下率で下落。	13 年目
茶	一億円	TPP 参加国からの輸入実績がほとんどない。	6 年目
かんきつ類	約 0.4 億円 ～約 0.9 億円	出荷時期の早い極早生みかんや低価格の一部の中晩柑の価格は、関税削減相当分下落。	8 年目
農産物 (10 品目) 小 計	約 8.1 億円 ～約 14.9 億円		
林産物 1 品目 (合板等)	約 0.1 億円	輸入品の価格が関税削減相当分下落し、競争力を維持する観点から、国産品価格も下落。	16 年目
水産物 4 品目 (あじ、さば、 いわし、かつ お・まぐろ類)	約 5.7 億円 ～約 11.2 億円	競合する国産品の価格は関税削減相当分下落。競合しない国産品の価格は、競合する国産品の価格低下率の半分の価格低下率で下落。 (干しのみ、わかめ、ひじきについては TPP 参加国からの輸入実績がほとんどなく、影響はないものと見込む。)	11 年目 ～ 16 年目
農林水産物 (15 品目) 合 計	約 13.9 億円 ～約 26.2 億円	(総産出額 1,633 億円の 0.9%～1.6%に相当)	

・国が影響試算の対象とした 33 品目のうち、県内での生産がほとんどない、砂糖、小豆、いんげん、りんご、ほたてがい、たら、さけ、ます類など 18 品目を除外した。

※ 1 H26 年の農林水産業生産の状況から影響額（生産減少額）を算定（なお総産出額は H25 年）

※ 2 輸入差益。政府が輸入する際に徴収している差益。業者などへの売り渡し時に上乘せされる。

みえジビエキーマカレー

“みえジビエキーマカレーセット”
みえジビエキーマカレー。特許したみえジビエ（三重県産産肉）のステーキと三重県産ハナビラチカキ（三重県産産肉のビーフカレー）のソースが特徴です。みえジビエキーマカレーセットは、このカレーと特製ソースがセットになったお弁当セットです。

みえジビエプレミアムケーキで
さらさらお弁当
みえジビエのこだわりは、お弁当にも使えます。

926円(税込1,000円)
※送料別（別途送料あり）
※お弁当、ケーキの両方とも、冷蔵で保存してください。

みえジビエ加工商品

みえジビエフェアシーズン2

みえジビエフェア Season II
三重県産産肉とみえジビエ

飲食店へお取り寄せのサービス
お取り寄せのサービスは、お取り寄せのサービスです。

サミット開催記念発売商品

10/3 新発売
513 BAKERY
みえパン

513ベーカリー みえパン

2016年5月26日・27日 伊勢志摩サミット開催記念
三重県×ローソン コラボ企画

東海・北陸のローソン限定！
伊勢茶を使ったオリジナルスイーツを
7ヶ月連続
発売予定

～みえフードイノベーション商品～

ローソン伊勢茶スイーツ

まごころコスメ

ボディジェル 化粧水 トリートメント

サミット統一応援マーク発売商品・記念料理フェア

亀山ラーメンカツめん サミット記念バージョン

ミエックス キャンディ3

カゴメとの包括協定・みえ野菜スイーツフェア

JALとの協定締結・国際線機内食メニュー

第3次三重県食育推進計画(仮称)(案)

別添3-1

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

平成17年に食育基本法が施行され、法律に基づき、平成18年に国が食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年2月に「第2次三重県食育推進計画(以下「県2次計画」という)」を策定し、これに基づき様々な取組を行ってきました。

この結果、家庭において、生活リズムの向上や望ましい食習慣に関する意識の向上が見られるとともに、学校においては、「食に関する指導の全体計画」の策定が進むなど、食育の指導体制づくりが図られました。また、地域において様々な主体が連携した普及啓発活動等が行われた結果、栄養バランスに配慮した食生活をしている人の割合が増加するなど、地域での食育実践の輪は着実に広がりつつあります。

しかしながら、食育を次世代につなげていくための若い世代に対する取組や、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸の取組はさらに充実させる必要があること、農林水産物とその生産現場への理解増進や地域の食文化の継承などが課題となっていることから、食に関わる皆さんが、連携を強めながら今後も主体的に食育に取り組んでいく必要があります。また、平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットにより、三重の食への関心が高まっています。これを契機に食に関わる全ての皆さんが改めて自分達の食を見つめ直し、食育の推進につなげていく必要があります。

2 第3次三重県食育推進計画の策定の方向性

「赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！」

今後の食育の推進にあたっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」(食育基本法第2条)を旨とし、これまで行ってきた取組とその成果を踏まえ、このキャッチフレーズを掲げ、「みえの食育」に取り組めます。

このキャッチフレーズには、以下の思いが込められています。

- ・乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現すること
- ・私たちの財産である、各地域の特色ある気候・風土に育まれた農林水産物と地域に伝わる料理や風習などの食文化を次世代へ維持、継承すること
- ・食に関わる全ての皆さんが、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場での食育を実践すること

なお、本計画の期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

第2 「みえの食育」に取り組む方針

赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！

1 赤ちゃんからお年寄りまでの食育 新規

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じていきます。特に生涯にわたる食習慣の基礎となる、子どもへの食育の取組を確実に推進するとともに、20歳代及び30歳代を中心とする若い世代が、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、取組を推進します。

また、少子高齢化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防など、健康寿命の延伸につながる取組を推進します。

2 みえの地物で食育 新規

県内の各地域の気候・風土に応じて生産される様々な農林水産物や、それらを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、食生活に係る地域の風習などの食文化が次の世代へ維持、継承されるよう支援を行います。

特に、地産地消運動や、農林漁業の体験活動に係る施策等を講じることにより、県民の皆さんが県産農林水産物に触れ親しむ機会を増大させるとともに、生産者を始めとする多くの関係者により食が支えられていることを知る機会の増大に取り組みます。

また、これらにより、食への理解と感謝の念を醸成するとともに、食品ロスの削減、リサイクルなど環境を意識した食育を推進します。

3 みんなで食育 新規

食育の取組は幅広い分野にわたるため、多様な関係者との連携・協力を図りながら、食に関わる全ての皆さんが、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として進めていきます。

また、市町による食育推進計画の策定と、これに基づく施策の展開について必要な支援を行っていきます。

4 食卓囲んでコミュニケーション

家族などと一緒に食事をすることは、食の楽しさを知る機会であり、行儀作法や栄養バランスなど適切な食のあり方を学ぶ機会であるとともに、お互いの絆を深め、精神的な豊かさをもたらすものです。そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、誰かと食卓を囲む共食への理解と実践の促進を図ります。

5 学ぼう、食の安全・安心

食の安全・安心の確保は、食生活における基本となるものであり、継続的に取り組んでいくべき課題です。食の安全に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく安心して選択していくことができるよう情報発信や学習機会の提供を推進していきます。

第3 具体的な施策

1 家庭における食育の推進

- (1) 生活リズムの向上
- (2) 望ましい食習慣や知識の習得
- (3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- (4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

2 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 学校における食に関する指導の充実
- (2) 学校給食の充実
- (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- (4) 就学前の子どもに対する食育の推進

3 地域における食育の推進

- (1) 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進 新規
- (2) 健康寿命の延伸につながる食育推進 変更
- (3) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- (4) 食品関連事業者等による食育推進
- (5) 地産地消の推進と食文化の維持・継承
- (6) 農林漁業体験を通じた食育推進
- (7) 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組 新規
- (8) 専門的知識を有する人材の養成・活用
- (9) 食の安全・安心確保に関する取組

第4 目標値

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加

現状値	小学生86.5% 中学生84.0%	→	目標値	小学生90.5% 中学生88.0%
-----	----------------------	---	-----	----------------------

○学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)の増加

現状値	31.2%	⇒	目標値	38.0%
-----	-------	---	-----	-------

○栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合の増加 変更

現状値	49.5%	⇒	目標値	55.0%
-----	-------	---	-----	-------

○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合の増加 新規

現状値	実態把握中	⇒	目標値	検討中
-----	-------	---	-----	-----

○県の「食の安全・安心」の取組の認知度の増加

現状値	47.7%	⇒	目標値	55.0%
-----	-------	---	-----	-------

○市町食育推進計画の策定率の増加 新規

現状値	41.4%	⇒	目標値	80.0%
-----	-------	---	-----	-------

第 3 次三重県食育推進計画（仮称）

（案）

「赤ちゃんからお年寄りまで
みえの地物でみんなで食育！」

平成 2 8 年 3 月

三 重 県

第3次三重県食育推進計画（仮称）（中間案）

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

平成17年に食育基本法が施行され、法律に基づき、平成18年に国が食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年2月に「第2次三重県食育推進計画（以下「県2次計画」という）」を策定し、これに基づき様々な取組を行ってきました。

この結果、家庭において、生活リズムの向上や望ましい食習慣に関する意識の向上が見られるとともに、学校においては、「食に関する指導の全体計画」の策定が進むなど、食育の指導体制づくりが図られました。また、地域においてさまざまな主体が連携した普及啓発活動等が行われた結果、栄養バランスに配慮した食生活をしている人の割合が増加するなど、地域での食育実践の輪は着実に広がりつつあります。

しかしながら、食育を次世代につなげていくための若い世代に対する取組や、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸の取組をさらに充実させる必要があることや、農林水産物とその生産現場への理解増進や地域の食文化の継承などが課題となっていることから、食に関わる皆さんが、連携を強めながら今後も主体的に食育に取り組んでいく必要があります。また、平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットにより、三重の食への関心が高まっています。これを契機に食に関わる全ての皆さんが改めて自分達の食を見つめ直し、食育の推進につなげていく必要があります。

2 第3次三重県食育推進計画の策定の方向性

「赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！」

今後の食育の推進にあたっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」（食育基本法第2条）を旨とし、これまで行ってきた取組とその成果を踏まえ、このキャッチフレーズを掲げ、「みえの食育」に取り組めます。

このキャッチフレーズには、以下の思いが込められています。

- ・ 乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民が健全で充実した食生活を実現すること
- ・ 私たちの財産である、各地域の特色ある気候・風土に育まれた農林水産物と地域に伝わる料理や風習などの食文化を次世代へ維持、継承すること
- ・ 食に関わる全ての皆さんが、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場での食育を実践すること

なお、本計画の期間については、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

第 2 「みえの食育」に取り組む方針

1 赤ちゃんからお年寄りまでの食育

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じていきます。特に、生涯にわたる食習慣の基礎となる、子どもへの食育の取組を確実に推進するとともに、20 歳代及び 30 歳代を中心とする若い世代が、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、取組を推進します。

また、少子高齢化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防など、健康寿命の延伸につながる取組を推進します。

2 みえの地物で食育

県内の各地域の気候・風土に応じて生産される様々な農林水産物や、それらを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、食生活に係る地域の風習などの食文化が次の世代へ維持、継承されるよう支援を行います。

特に、地産地消運動や、農林漁業の体験活動に係る施策等を講じることにより、県民の皆さんが県産農林水産物に触れ親しむ機会を増大させるとともに、生産者を始めとする多くの関係者により食が支えられていることを知る機会の増大に取り組めます。

また、これらにより、食への理解と感謝の念を醸成するとともに、食品ロスの削減、リサイクルなど環境を意識した食育を推進します。

3 みんなで食育

食育の取組は幅広い分野にわたるため、多様な関係者との連携・協力を図りながら、食に関わる全ての皆さんが、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として進めていきます。

また、市町による食育推進計画の策定と、これに基づく施策の展開について必要な支援を行っていきます。

4 食卓囲んでコミュニケーション

家族などと一緒に食事をする事は、食の楽しさを知る機会であり、行儀作法や栄養バランスなど適切な食のあり方を学ぶ機会であるとともに、お互いの絆を深め、精神的な豊かさをもたらすものです。そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、誰かと食卓を囲む共食（※1）への理解と実践の促進を図ります。

5 学ぼう、食の安全・安心

食の安全・安心の確保は、食生活における基本となるものであり、継続的に取り組んでいくべき課題です。食の安全に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく安心して選択していくことができるよう情報発信や学習機会の提供を推進していきます。

第3 具体的施策

1 家庭における食育の推進

家庭は、日々繰り返す食生活の中で、食事や団らんを楽しみながら親から子、孫へと食に関する習慣や知識が受け継がれていく、食育にとって重要な場です。

また、子どもの頃に身に付けた食習慣は生涯にわたって影響するものであり、子どものうちに健全な食生活を確立することが重要です。

そこで、日常生活の基盤である家庭において、食育の取組が確実に実施されるよう施策を行います。

(1) 生活リズムの向上

適切な生活リズムを身に付けることは、健全で充実した生活を実現する上で重要なものです。とりわけ、食に関する生活リズム（食習慣）は健康に関わるものであり、家庭において身に付けていくことが非常に重要です。

そこで、食の観点からの適切な生活リズムの習得と質の向上、特に、生活リズムのはじまりともいえる朝食について、その欠食の減少と質の向上について取り組むため、地域住民、民間団体、企業、学校、保育所、市町等への支援を行いながら情報発信や啓発活動を行います。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

家族などと食卓を囲んで楽しく食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点ともいえるものであり、食文化や作法の継承、世代間交流など子育てにとって重要なものと考えられます。

また、生涯にわたる健康づくりと健全な食習慣の基盤として、幼少期から健康や栄養、さらに食の安全、食べ残しなどの食に関する環境問題などについて正しい知識を学び、適切な食習慣を習得することが重要です。

このため、家庭では食文化や作法などさまざまな食の情報が子どもに伝えられ、また、なにより食を楽しいものとして感じるように、家族とともに食事をする機会を増やしていくことが重要となります。

このような家庭での取組を支援するため、各種の子育て支援活動や地域づくり活動などの機会を通じて、共食の重要性とともにさまざまな食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育の推進を図ります。

また、学校、保育所等の保護者に対し、給食だよりやリーフレット等を配付し、適切な栄養管理など食育に関する知識等の啓発に努めます。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦の安全な出産と産後の健康回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊産婦が食生活への関心を高めて正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践することが重要となります。

そこで、妊産婦等への栄養指導、食生活指導の充実を促し、さまざまな機会を通じて啓発を行うことにより、食生活への関心が高まるように努めます。

また、乳幼児期は心身の機能や食行動が著しく発達する時期であることから、発育・発達段階に応じた食生活を促すことにより健康的な食習慣、生活リズムが定着するよう努めます。

これらについては、市町と協働し、母子保健計画(※2)等との整合を図り、保健医療、子育て支援等の連携と栄養指導の充実に努めます。

(4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年期は、食への無関心さ、過度の痩身志向、ストレスの増大などにより不規則な食生活や栄養バランスの欠如等が問題となりやすい時期です。このため、生活習慣の基本となる家庭において、正しい食への知識と理解があり、健全な食生活が実践されていることが重要です。そこで、適正な食生活と適正体重、痩身による弊害等についての啓発に努めます。

また、県産農林水産物を活用した料理体験などへの参加を促し、食文化ならびに地域食材への理解醸成に努めます。

2 学校、保育所等における食育の推進

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となる重要なものです。

そこで、学校、保育所等において、市町や関係機関等と連携しながら、それぞれの地域や学校等の実態や子どもたちの発達段階に応じた食育推進活動を行い、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう施策を行います。

(1) 学校における食に関する指導の充実

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記されており、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じた食育の推進を図る必要があります。そのため学校は、子どもたちが食について計画的に学ぶことができるよう、校長がリーダーシップをとり、食育担当者(※3)や栄養教諭(※4)を核とし、全教職員の共通理解のもと、食に関する指導の全体計画を作成し、より効果的な指導を推進します。

また、学校は学校教育活動のさまざまな場面を通じて、食生活と健康、規則正しい生活の大切さ、食文化、食の安全・安心等の食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう努めます。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理に関する体験、食品廃棄物の再生利用等に関する体験等、子どもたちのさまざまな体験活動を進めます。

これらの取組について、学校関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努めます。

(2) 学校給食の充実

子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進するため、学校給食の一層の充実を図ります。

学校給食に地場産物を使用したり郷土料理を取り入れることは、子どもたちが地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる皆さんや食への感謝の気持ちを育むなど、大きな教育的意義を有しています。このため、農林漁業者等地域の皆さんとの交流を促進するとともに、子どもたちが栽培、収穫したものの給食食材への活用などを行い、学校給食が食に関する指導の「生きた教材」として一層活用されるよう取り組み、地域の食文化への理解を深め、食への感謝の念の醸成を図ります。

農林漁業者や関係団体等と連携し、学校給食への地場産物の安定的な納入体制づくりの支援を行うとともに、「みえ地物一番給食の日」(※5)の取組を定着させるなど、学校給食における地場産物の活用の推進を図ります。

また、地場産物が給食に導入される機会を拡大するため、食品関連事業者や生産者団体等と学校給食従事者との情報・意見交換を行う場を設置し、新たな地域食材を活用した食品の開発支援などを進めます。

食物アレルギーを有する子どもへの対応については、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」(平成28年2月 県教育委員会作成)をもとに、子どもたちの実態を把握し、個に応じた給食の提供を進めるとともに、安全性を優先した適切な対応に努めます。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

子どもの肥満は生活習慣病の大きな要因であり、また過度の痩身は健やかな成長を阻害する要因となります。肥満と過度の痩身の予防には、早期から適切な食生活や運動の習慣を身に付けることが重要です。

このため、子どもやその保護者等に対して健全な食事・運動を維持するための啓発を行うとともに、学級担任や栄養教諭、養護教諭、学校医等が連携して、偏食や、肥満・痩身の傾向にある子どもとその保護者への個別的な相談指導を推進します。

(4) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期です。

保育所等においては、家庭や地域社会と連携のもと、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、管理栄養士(※6)、栄養士、調理員等職員が協力して食育を実践するとともに地域の子育て家庭への食育の情報発信拠点となるよう啓発活動に努めます。

3 地域における食育の推進

食育は、乳幼児から高齢者に至るまで継続的に行われるべきものであり、「生涯食育社会」の視点で取り組まれていくことが必要です。

また、農林水産業の営みをはじめとする食に関するさまざまな取組は、日々の生活とともに特色ある地域文化の基礎ともなっており、地域社会全体で理解を深めて取り組んでいくことが重要です。

さらに、全ての県民の皆さんがいきいきと暮らす地域であるためには、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養への対策、運動習慣の定着などに取り組んでいく必要があります。

そこで、地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員(※7)などによる活動や、食品関連事業者による取組、さらにさまざまな地域活動と連携し、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を行います。

(1) 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進

20歳代及び30歳代を中心とする若い世代の皆さんは、これから親になる世代であり、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、食に関する意識を深め、意識を高めていくことが重要です。そこで、さまざまな主体と連携した地産地消の取組、農林漁業体験、消費喚起の取組、健康づくりの取組などを通じて、効果的な情報提供に努めます。

また、社会環境が変化する中で、子どもから高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む県民の皆さんが食への知識と理解を深められるよう、情報発信や学習機会の提供に努めます。

(2) 健康寿命の延伸につながる食育推進

県民の皆さんの健康寿命の延伸のためには、糖尿病などの生活習慣病の予防や肥満、過度の痩身、高齢者における食生活の質の改善などに努めることが重要です。

そこで、生活習慣病予防及び改善、介護予防の視点から、県民の皆さんが年代やライフスタイルに応じて望ましい食生活や適度な運動ができるように引き続き「みえの食生活指針」(※8)の普及と定着に取り組みます。

また、豊かな食生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達や維持と、味わいやこころのくつろぎにつながる食べ方に関心を持つことが重要であり、関連する情報の提供や歯科保健活動の推進を行います。

これらの取組については、「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、NPO、

企業、関係機関・団体、大学、市町と連携して行います。

(3) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

主食・主菜・副菜をそろえ栄養バランスに優れた「日本型食生活」(※9)は健全な食生活を送るうえで重要であり、また、本県の恵まれた気候・風土やさまざまな生産技術により育まれた地域食材や食文化を見つめ直すきっかけとしても期待されます。

そこで、地域食材・食文化に関する情報提供を行うとともに、食生活改善推進員との連携などにより日々の食事に地域食材を活用することや、一日の食事の組み合わせなどを示した「食事バランスガイド(※10)」等の普及を図り、「日本型食生活」の実践を進めます。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

県民の皆さんの、生活習慣病の予防や健康増進を推進するには、家庭の食事だけでなく、外食や惣菜・持ち帰り弁当などを家庭で食べる中食(なかしょく)を含めた食事の管理が大切です。

そこで、「健康づくり応援の店」(※11)や「みえ地物一番の日」(※12)キャンペーン協賛の事業者による取組などと協働し、栄養成分表示や「野菜たっぷり」、「低脂肪」、「塩分控えめ」などの健康に配慮したメニューなどを通じ、バランスのよい食事に役立つ情報の提供機会を増やすとともに、食品関連事業者が行う食育に関する体験活動の実施を促します。

(5) 地産地消の推進と食文化の維持・継承

地産地消を、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することを通じて、自らの生活や地域のあり方を見直そうとする県民運動として進めており、この取組を、県民の皆さんが、地域の農林水産業の営みや食文化について見つめ直すきっかけにしていきたいと考えています。

このため、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンや農林漁業者と連携した「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進する中で、農林水産業の営みの「見える化」や農林水産物等の県産品の魅力発信に取り組みます。さらに、農林漁業者、生産者団体、食品関連事業者などと連携し、県内で生産されるさまざまな農林水産物等の食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進します。

また、地産地消の取組は、地域の産品を用いた料理や調理方法や食生活に係る地域の風習等、本県の貴重な財産である食文化を県民の皆さんに見つめ直していただく取組でもあります。このため、さまざまな主体と連携しながら、食文化の維持・継承に向けた取組や情報発信を推進します。

(6) 農林漁業体験を通じた食育推進

県民の皆さんが、食べ物を大切に思う心や食に関する感謝の念を養うためには、農林漁業者を始めとする多くの関係者により食が支えられていることを知り、食を生み出す農林漁業や農山漁村への理解を深めることが重要です。

このため、農林漁業体験や地域の食体験により、各地域の気候や風土に応じて営まれる農林漁業やさまざまな生産物、それを育む農山漁村に、子どもから高齢者までの幅広い世代の県民の皆さんが触れ、親しめるよう、農林漁業者、関係団体、企業、教育関係者等さまざまな主体の連携を深めるとともに、情報発信や研修会の開催等を行います。

(7) 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組

家庭から排出されるごみのうち、約4割を生ごみが占めており、その中には食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）が多く含まれています。

そこで、地域で活動する関係団体、NPO、市町などさまざまな主体と連携し、食品ロスの削減に向けて「もったいない」という環境意識を育むための普及啓発を行います。特に、子どもたちに対しては、学校や地域において自発的・自主的に食べ残しのない食生活が実践できるよう環境学習を推進します。

また、食品関連事業者等の食品リサイクルの取組と連携した食育の推進に努めるとともに、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料等を使って生産された農林水産物の利用を、地産地消の取組として支援します。

(8) 専門的知識を有する人材の養成・活用

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む県民の皆さんに対して食育を進めていくためには、個々の主体が取り組むだけでなく、地域全体として取り組むことが重要ですが、そのためには地域の取組の核となる専門的な知識を有する人材が必要となります。このため、教育、医療、福祉、行政等の各職域で栄養指導等を行う管理栄養士や栄養士、給食施設、飲食店等に従事する調理師、農林漁業者、企業や団体等、食に関わる皆さんに対して、資質の向上に向けた研修会を開催し、協働して食育に取り組む体制づくりを推進します。

(9) 食の安全・安心確保に関する取組

県民の皆さんが「安全で安心な食生活」を主体的に実践するためには、自ら食を選択し、適切に食を扱う力を習得することが重要です。

平成20年6月に制定した「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(※13)に基づく「三重県食の安全・安心確保行動計画」(※14)により、県民の皆さんが食の安全・安心に関する知識と理解を深め適正な判断、選択を行えるよう、情報提供を充実させるとともに、関係団体、市町などさまざまな主体との連携・協働を深め、食の安全・安心確保に関する取組が地域に根ざした活動となるよう推進します。

第4 目標値

本計画の推進にあたり、次の6つの目標を定め、計画に基づく活動を展開し目標達成をめざします。

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加

子どもたちの健やかな成長には、健全で規則正しい食生活を送ることが大切です。望ましい食習慣の形成を図る指標として、朝食を毎日食べる小学生（6年生）及び中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
朝食を毎日食べる小中学生の割合 (%)	小学生 86.5	小学生 90.5
	中学生 84.0	中学生 88.0

○学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)の増加

学校給食は、食に関する指導の「生きた教材」であり、地場産物を活用することは、食料生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるとともに、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において地場産物を使用する割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
学校給食における地場産物を使用する割合 (%)	31.2	38.0

○栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、一人ひとりが「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要です。そこで、「食事バランスガイド」や「食生活指針」等、食生活上の指針を参考に主食、主菜、副菜をそろえ栄養のバランスや量に配慮した食生活を送っている人の割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合 (%)	49.5	55.0

○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合の増加

生活習慣病の予防や改善には、日頃から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。そこで、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合 (%)	実態把握中	検討中

○県の「食の安全・安心」の取組の認知度の増加

県民の皆さんが安心して安全な食生活を実践していくには、まず、行政や事業者の取組を知り、正しい知識と理解を深めることが重要です。このため県民の皆さんの理解を計る指標として「食の安全・安心」の取組の認知度の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
県の「食の安全・安心」の取組の認知度 (%)	47.7	55.0

○市町食育推進計画の策定率の増加

地域において食育に関する活動が推進されるためには、さまざまな関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、それぞれの特性をいかして連携・協力を図りながら、地域が一体になって取り組んでいく必要があります。このため市町食育推進計画の策定率の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
市町食育推進計画の策定率 (%)	41.4	80.0

○ 用語の解説

1. 共食

家族や友人などと一緒に食事を楽しむこと。

2. 母子保健計画

地域の母子保健の向上と児童の福祉を保護のため、市町村が策定するさまざまな母子保健に関する計画。

3. 食育担当者

「食に関する指導計画」の作成や食に関する指導の内容・方法についての研修、家庭や地域との連携・調整など、学校における食育を推進する中心的な役割を担う者。平成18年度から三重県の小中学校及び県立特別支援学校の校務分掌に位置づけている。

4. 栄養教諭

児童・生徒の学校給食管理及び食に関する指導を担当する教員。平成16年5月の学校教育法の改正で創設された。

5. みえ地物一番給食の日

「みえ地物一番の日」に合わせ、県教育委員会と連携して、毎月第3日曜日の前後2週間で「みえ地物一番給食の日」を設定し、学校給食への地場産物の導入拡大や生産者との交流推進を図っている。

6. 管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、学校・病院・施設・行政などにおいて、栄養の指導などに従事することを業とする者。一定規模以上の給食施設には管理栄養士を置くことが法律によって義務づけられている。

なお、栄養士は、栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導などに従事することを業とする者のこと。

7. 食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、「ヘルスマイト」の愛称で地域での料理講習会などを通して健康な食生活習慣を広めるボランティア。自分や家族の健康管理はもとより、地域住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手として活躍が期待されている。

8. みえの食生活指針

国による「食生活指針」を県民の皆さんにとって分かりやすく親しみやすい指針として県が策定したもの。日々の生活の中で、「何をどれだけ食べたらよいか」、「どのように食

べたらよいか」など、具体的に食生活を改善する方法を紹介している。

9. 日本型食生活

ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事のこと。我が国における昭和 50 年代ごろの食生活をモデルとしている。

10. 食事バランスガイド

栄養をバランスよくとるために、1 日にとる料理の組み合わせと、おおよその量をコマのイラストで示したもの。

11. 健康づくり応援の店

県では、県民の皆さんの外食や中食を含めた食生活をサポートするために、健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録している。

12. みえ地物一番の日

「みえ地物一番の日」は、地産地消運動の一環として、三重県産の農林水産物やその加工品に触れ、親しむことで、その背景にある自然、文化、農林水産業の営みなどについて、見つめ直していただく機会を増やすための三重県独自のキャンペーン。

13. 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

県民の皆さんが豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくため、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、「県民の健康の保護」、「食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」、「安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として、平成 20 年 6 月に制定。

14. 三重県食の安全・安心確保行動計画

食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、三重県食の安全・安心確保基本方針の「基本的方向」、「実施すべき施策」に沿って具体的な取組を明らかにする年度計画。

第1章 計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業生産を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待にこたえていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業・農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
平成28年度(2016年度)から10年後を見通す。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業・農村を取り巻く環境の変化
 - ・地方創生の取組の本格化
 - ・TPPなど、農産物貿易交渉の進展
 - ・日本産食品への海外の需要の高まり
 - ・都市と農村を行き交う 田園回帰 の新たな動き
 - ・消費者ニーズが多様化・高度化
 - ・女性の活躍が拡大
 - ・農業・農村の多様な可能性への期待の高まり
 - ・防災・減災対策の強化を求める声の高まり
 - ・農地中間管理事業の創設などの国の農政改革
 - ・本県では、「食」の魅力の発信等により、食の産業振興を展開
2. 三重県の農業・農村の現状と課題
 - (1)耕地
 - ・直近10年間で耕地面積の約5.2%の約3,100haが減少。
 - ・平成27年に、耕作放棄地は耕地面積の約12.6%、7,622haに。
 - (2)農業者
 - ・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約41%減少。
 - (3)農業生産
 - ・平成26年の農業産出額は、平成12年と比較して約20.8%減少
 - (4)農村社会
 - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念。
 - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況。

第3章 基本方針

1 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

- | | | |
|---|--|--|
| (1) 農業・農村の果たす役割
①食料の持続的な供給
②多面的機能の発揮
③地域経済と就業の場を担う産業 | (2) 取組展開に向けた基本視点
①食産業の核となる「もうかる農業」の実現に向けた取組の展開
②農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材育成
③「協創」による持続的な地域活動の展開 | (3) めざすべき将来の姿
①安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
②農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿
③農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
④食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿 |
|---|--|--|

2 三重県の農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標指標	農業産出等額(億円)	施策展開
	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計 (農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ) (経営所得安定対策等による交付金等を含む)	1 需要に応じた水田農業の推進 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進 3 畜産業の健全な発展 4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保
現状値(27年度)	目標値(37年度)	
1,138億円(26年)	1,165億円(36年)	

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本目標指標	農山漁村の交流人口	施策展開
	農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数	1 地域の特性を生かした農村の活性化 2 多面的機能の維持・発揮 3 災害に強い安全・安心な農村づくり 4 中山間地域農業の振興【新規】 5 獣害につよい農村づくり
現状値(27年度)	目標値(37年度)	
1,376千人(26年度)	1,646千人(36年度)	

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

本県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標指標	農畜産経営体における法人経営体数(累計)	施策展開
	各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計	1 地域の特性を生かした農業の活性化 2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築 3 多様な農業経営体の確保・育成 4 農業生産基盤の整備・保全 5 農畜産技術の研究開発と移転
現状値(27年度)	目標値(37年度)	
395経営体(26年度)	595経営体	

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本目標指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	施策展開
	みえ県民意識調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる割合	1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出 2 県産農産物の魅力発信 3 インノベーションを担う人づくり【新規】
現状値(27年度)	目標値(37年度)	
42.1%	60.0%	

第4章 推進体制の整備

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

- ・ 国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進
- ・ 新たなマーケットの創出などを通じて、収益性と高付加価値化を意識した農業を展開
- ・ 行政による農薬等の生産資材や、米穀等の食品表示について適切な指導・監督を行うとともに、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進

基本事業名	主な取組	取組目標	現状値(27年度)	目標値(37年度)
1 需要に応じた水田農業の推進	需要に応じた麦・大豆・飼料用米等の生産拡大や地域ブランド米の育成等に取り組む	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	77% (26年度)	81% (36年度)
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	新たな需要の取り込みにより産地改革を進める園芸産地の育成や果樹・茶などの輸出支援等に取り組む	産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	15産地 (26年度)	57産地
3 畜産業の健全な発展	高収益型畜産連携体づくりや国内外販路拡大の促進、家畜防疫体制の強化等に取り組む	高収益型畜産連携体数(累計)	4連携体	44連携体
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導等に取り組む	みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	55.5% (26年度)	90%

基本施策Ⅱ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向

- ・ 雇用創出を通じた定住につなげていくため、地域資源を生かした付加価値向上の取組を促進
- ・ 地域防災力の強化、生活環境の整備、および多面的機能の維持・発揮のための取組を支援
- ・ 獣害につよい農村づくりに向け、総合的な取組を展開

基本事業名	主な取組	取組目標	現状値(27年度)	目標値(37年度)
1 地域の特性を生かした農村の活性化	豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進	農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数(累計)	158件 (26年度)	320件
2 多面的機能の維持・発揮	農地・水路・農道等の地域資源の保全活動など多面的機能を支える共同活動を支援	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	44.7% (26年度)	60.0%
3 災害に強い安全・安心な農村づくり	農業用ため池や排水機場等の老朽化対策や耐震対策、生活環境の整備等に取り組む	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	2,717ha	5,500ha
4 中山間地域農業の振興	中山間地域において多様な雇用創出の機会を創出するプロジェクト活動を展開	中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数(累計)	4件	40件
5 獣害につよい農村づくり	野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策を展開	野生鳥獣による農業被害金額	289百万円 (26年度)	132百万円以下 (36年度)

基本施策Ⅲ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

- ・ 力強い農業経営の実現に向け、経営の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体を育成
- ・ 農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築や企業などの新たな参入を促進する環境を整備
- ・ 農業の持続的発展に向け、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備を推進

基本事業名	主な取組	取組目標	現状値(27年度)	目標値(37年度)
1 地域の特性を生かした農業の活性化	集落や産地などにおける「地域活性化プラン」の策定・実践を促進	地域活性化プラン策定数(累計)	264プラン	639プラン
2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	農地の集積・集約化や集落営農組織の育成等に取り組む	人・農地プラン等を策定した集落の割合	6.4% (26年度)	60%
3 多様な農業経営体の確保・育成	経営発展に向けた取組への支援や企業等の農業参入の促進、新規就農者の育成等に取り組む	新規就農者数	135人 (26年度)	180人
4 農業生産基盤の整備・保全	パイプライン化などの高度な生産基盤の整備や優良農地の確保等に取り組む	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	35.1%	70.0%
5 農畜産技術の研究開発と移転	高品質安定生産技術や新品種の開発、開発技術等の移転に取り組む	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	75件 (26年度)	350件

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

- ・ 地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産に向け、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を実施
- ・ 県産農産物の認知度向上に向け、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく取組を実施

基本事業名	主な取組	取組目標	現状値(27年度)	目標値(37年度)
1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	食のバリューチェーンの構築や農産物の機能性を生かした高付加価値化、6次産業化を促進	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	4億円 (26年度)	37億円
2 県産農産物の魅力発信	多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら推進	魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	—	500社
3 イノベーションを担う人材づくり	食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップ等の開催や人材養成講座の開設	「みえ農林水産人むすび塾」における人材養成数(累計)	—	100人

地域活性化プランの推進状況

取組内容

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第24条の規定に基づき、地域資源を活用した新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、平成23年度から、集落や産地等の活性化に向けた地域の活動計画「地域活性化プラン」の策定やその実践活動に対する支援に取り組んでいます。

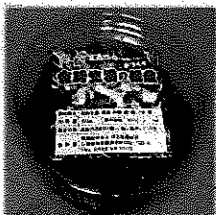
取組事例



地元ブランド米（黒田のお米）を使ったお弁当を開発。平成28年4月にオープンした道の駅「津かわげ」で販売を開始。
（にぎやか畑）（津市）



茶・花木の複合経営品目として白ネギ（6ha）を産地化。さらなる規模拡大をめざしている。
（JA鈴鹿白ネギ部会）（鈴鹿市）



老舗菓子店との契約栽培により、新品目（生姜）を導入。生姜加工品の製造販売も開始。
（農）丹生営農組合（多気町）



農村レストランを開業し、伊賀産鹿肉を使った料理を提供。高齢者への弁当宅配サービスも開始。
（NPO法人あわてんぼう）（伊賀市）

取組の評価

さまざまな地域課題に対し、創意工夫を生かした活動が促進されるとともに、プランを策定した団体からの評価も高いことから、地域活性化プランの取組は、効果的な支援方法であるといえます。

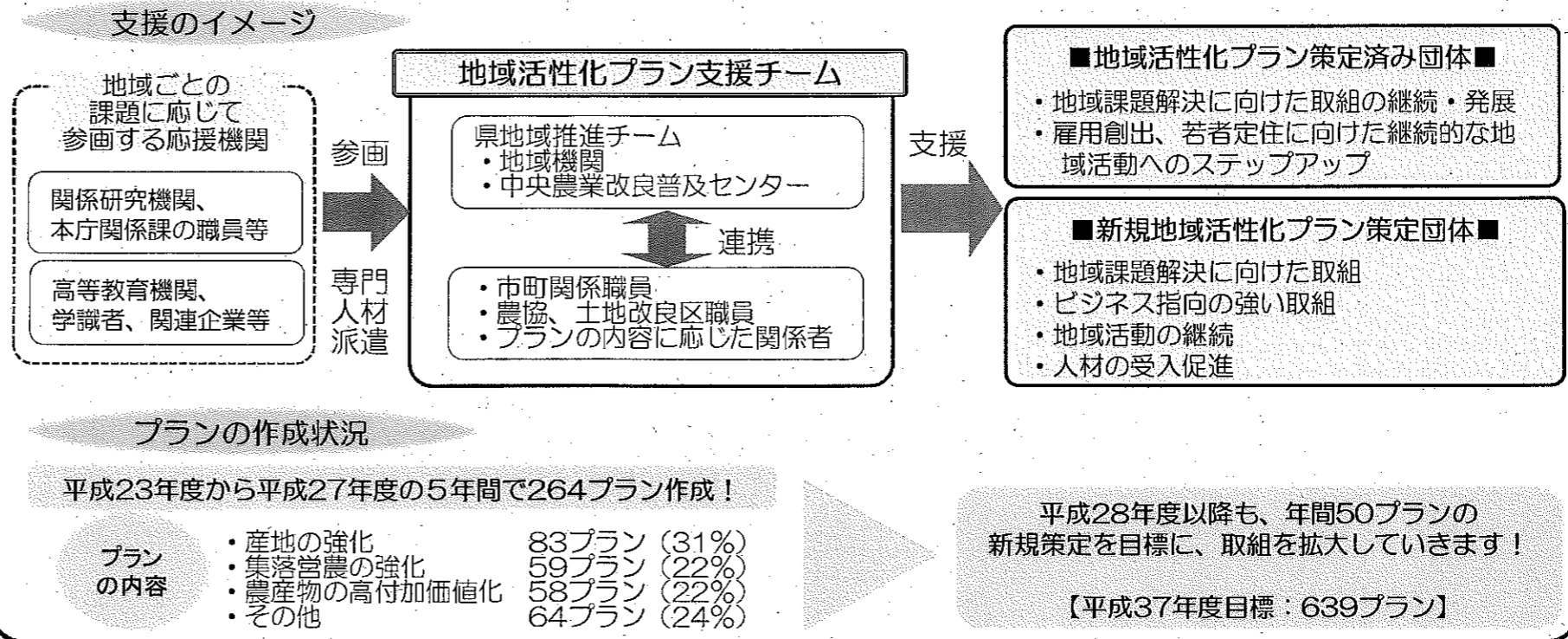
今後の課題

中山間地域等の集落では高齢化や人口減少が顕著な状況となっており、外部人材の受入れも視野に入れながら、雇用の創出に向けた取組を強化する必要があります。

今後の支援体制

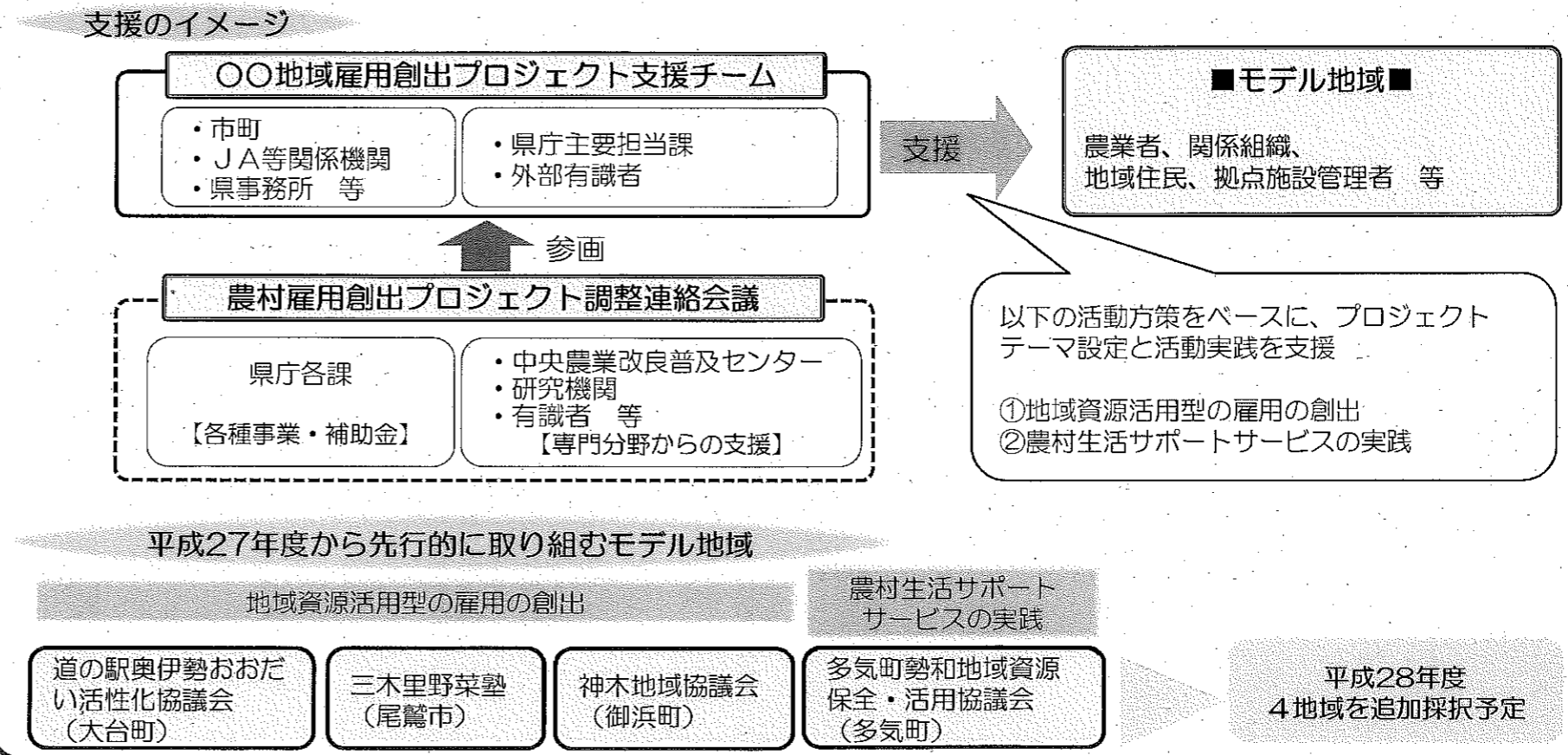
地域活性化プランによる地域支援

- 引き続き、「地域活性化プラン」の策定とプランに基づく実践を支援していきます。
- 「もうかる農業」につながるビジネス指向の強い取組等に加え、地域活動の継続や人材の受入促進を新たな視点として、集落や産地等の主体的な取組を支援していきます。



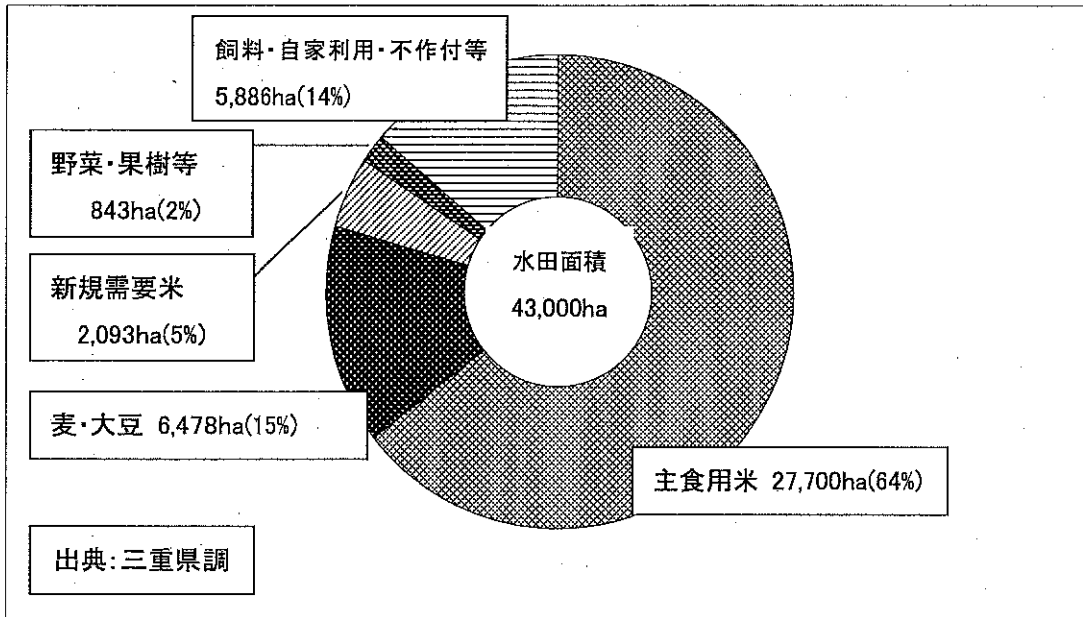
中山間地域農業を起点とした雇用創出プロジェクトの実施

- 中山間地域等において農業の振興を起点に、県内外から若者を呼び込み、地域活力の向上を図るため、県、市町や生産者団体等が参画する「雇用創出プロジェクト支援チーム」を設置し、地域の特性に応じた雇用の創出に向けたプロジェクト活動を展開します。



平成27年度 水田利用状況

三重県農林水産部農産園芸課調べ



経営所得安定対策の概要

水田活用の直接支払交付金

【 販売農家、集落営農が対象 】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万～10.5万円/10a

【 二毛作助成 】 1.5万円/10a

【 耕畜連携助成 】 1.3万円/10a

【 産地交付金 】

地域で策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、
①水田における麦・大豆等の生産性向上等の取組、
②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。

畑作物の直接支払交付金

【 認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象 】

【 対象作物 】 麦、大豆、そば、なたね

米・畑作物の収入減少影響緩和対策

【 認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象 】

米、麦、大豆を対象に販売収入の合計が標準的収入を下回った場合、減収額の9割を補てん（対策加入者と国が1：3の割合で拠出）

米の直接支払交付金

【 米の生産数量目標に従って、
生産・販売した農業者が対象 】

7,500円/10a

みえ森と緑の県民税の取組について

県営事業

事業名及び事業内容	平成 27 年度実績	平成 28 年度予定
災害緩衝林整備事業 流木や土砂の流出による災害発生のおそれのある溪流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、溪流内の危険木の除去、流木や土砂の流下を緩衝する森林整備、倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備	亀山市ほか 14 市町 45 箇所 418,266 千円	松阪市ほか 15 市町 41 箇所 568,961 千円
土砂・流木緊急除去事業 「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積した土砂や流木の現場外搬出	いなべ市ほか 3 市町 6 箇所 147,221 千円	大台町ほか 3 市町 8 箇所 131,384 千円
効果検証に係る調査・研究事業費 災害緩衝林機能の効果検証のための土砂流亡量調査など	19,002 千円	19,739 千円
森を育む人づくりサポート体制整備事業 森林環境教育・木育の推進、森づくり活動の促進	18,512 千円	30,000 千円
みえ森と緑の県民税制度運営事業 みえ森と緑の県民税評価委員会の運営、事業成果の情報発信など	3,013 千円	9,044 千円
合計	606,014 千円	759,128 千円

市町交付金事業

対策別の用途	平成 27 年度実績	平成 28 年度予定
対策 1：土砂や流木を出さない森林づくり 溪流沿いの倒木や流木の伐採・搬出など	2 町、2 事業 5,356 千円	2 町、2 事業 5,637 千円
対策 2：暮らしに身近な森林づくり 荒廃した里山や竹林の整備など	20 市町、32 事業 103,521 千円	19 市町、31 事業 92,643 千円
対策 3：森を育む人づくり 子どもたちの森林環境教育など	18 市町、25 事業 61,746 千円	21 市町、42 事業 100,856 千円
対策 4：木の薫る空間づくり 公共建築物の木造・木質化など	15 市町、31 事業 163,018 千円	18 市町、25 事業 152,691 千円
対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり 保育園の園庭の芝生化など	8 市町、9 事業 10,116 千円	8 市町、9 事業 33,834 千円
合計	29 市町、99 事業 343,757 千円	29 市町、109 事業 385,661 千円

《みえ森づくりサポートセンターの概要》

- ・場所 三重県林業研究所 交流館内（津市白山町）
- ・体制 3名（センター長、副センター長、森づくり推進員）
- ・主な業務内容
 - ・森林環境教育・木育などのはたらきかけや各種相談対応
 - ・学校等への出前授業の実施
 - ・研修の開催（指導者養成研修、森づくり活動の技術研修、学校関係者対象の研修など）
 - ・「森の学校」（森林環境教育・木育の指導者による木工体験や野外アクティビティ）の開催
 - ・森づくりに関するメールマガジンやフェイスブックによる情報発信
 - ・木育用ツールや森づくり活動に必要な道具の貸出し
 - ◇木育用ツール
 - 「もりぼーる」（三重県産ヒノキをボール状に加工したボールプール）
 - 「キッズスペース」（三重の木で製作した空間）
 - ◇森づくり活動に必要な道具
 - ヘルメットや測量機器など

《みえ子ども森のサミットの内容》

- ・平成 28 年 10 月 22 日／三重県立みえこどもの城（松阪市）で開催予定
- ・県内の小学校での森林環境教育・木育の取組発表や木製遊具・木製玩具を通じた体験など

「三重県水産業・漁村振興指針」の概要

第1章 指針策定の考え方

1 策定の趣旨

平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、この指針に沿って水産業の成長産業化等に取り組んできた。

このような中、養殖飼料の高騰や大規模地震への危機感の高まりなど、様々な情勢変化が見られることから、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」との整合を図りながら、あらためて三重県の水産業と漁村のめざす姿を明確にし、水産王国みえの復活に向けた施策の展開方向を見直す。

2 指針の位置づけ

新たな指針は、これまでの指針同様、漁業者、水産関係団体、市町、県等が10年後を見据えて、水産業・漁村の振興に取り組むガイドラインと位置づける。

第3章 水産業・漁村のめざす姿

県民の皆さん、漁協等水産関係団体等と共有し、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進め水産王国みえの復活を目指します。

めざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等とおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

■漁業者に一定以上の所得が確保される水産業の実現

漁業者は、輸出も含めた販路開拓や6次産業化に取り組み、高い付加価値を生み出す水産業を営むことで一定以上の所得を確保。

■さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業・漁村の確立

意欲ある若者が漁業に就業し、漁業技術や漁村文化が継承され、魅力ある水産業・漁村が確立。

■資源管理および環境の保全・再生を進め、豊かな水産物を持続的に供給できる水産業・漁村の展開

環境保全と資源の維持・増大への取組が好循環を生み、水産物の持続的な利用と供給を実現。

■漁港施設や市場・共同加工施設などの整備による安全で生産性の高い水産業と、安心して快適な漁村の構築

災害に強い安全で生産性の高い水産業が実現。高度な衛生管理のもと魚介類を提供。地震津波対策や生活環境整備が進み、安心して快適な漁村が構築。

第5章 計画の推進体制

- ・三重県水産業・漁村振興指針の推進にあたっては、漁業者が主体となり、漁協等水産関係団体、市町、県等が一体となって取り組む。そのため、課題認識、対応、役割分担などについて意思疎通を図り、取組の可能性を見極めた上で実施。
- ・進捗管理にあたっては、毎年度、有識者の意見を聴くとともに、進捗状況を公表し、めざす姿の実現に向け、確実に進捗を図る。

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

1 三重県の漁業生産の状況

・昭和59年の1,248億円をピークに、平成25年には462億円に減少

2 漁業種類ごとの課題

- ・県内のアサリ水揚量は、1万5千トン(S57)をピークに、5百トン(H26)に減少
- ・多獲性魚類を漁獲するまき網、大型定置網、船びき網の生産量は安定
- ・小型底びき網や採貝漁業の生産量は減少
- ・魚類養殖、クロノリ養殖、真珠養殖の生産量、経営体数は顕著に減少

3 資源管理の推進

- ・36の資源管理計画が策定され、1,796名の漁業者が取組に参加
- ・栽培漁業をより効果あるものとするよう取り組む必要

4 漁業の担い手の確保・育成

- ・漁業就業者数は、17,005人(H5)から7,791人(H25)に約9千人減少
- ・65歳以上の漁業就業者の割合は、49.7%(H25)を占め、全国平均(35.2%)を大きく上回る
- (新たな取組) 漁師塾や水福連携の取組がスタート

5 漁業経営の安定化

- ・マダイ養殖、クロノリ養殖、真珠養殖の1経営体あたり生産量は、いずれも主要生産県の数分の一
- ・輸入魚粉価格の高騰による飼料価格高騰が養殖経営を圧迫

6 漁協経営の基盤強化

- ・合併漁協の経営改善等により、沿海漁協の事業利益合計がプラスに転換
- ・依然として、複数の漁協で、経営改善が必要
- (新たな取組) 鈴鹿市漁協、鳥羽磯部漁協、三重外湾漁協等で直販の取組

7 多様化する水産物流通への対応

- ・市場流通、市場外流通の両面で販売促進
- ・T P P協定の大幅合意
- (新たな取組) 海外での和食ブームやサミット開催を好機と捉え、輸出ルート確保などで輸出の促進を支援

8 水産物消費構造の変化への適応

- ・食用魚介類の1人当たり年間消費量は、ピークの40.2kg/人(H13)から27.0kg/人(H25)に減少
- (新たな取組) 魚食リーダーによる魚食の魅力発信がスタート

9 活力ある水産業・漁村の実現

- ・地域水産業・漁村振興計画等の策定、実践が進展
- (新たな取組) 地域の取組が活性化(アサリ、ヒロメ、カキ他県連携等)

10 藻場・干潟の再生・保全

- ・藻場の32%(H2→H22)、干潟の63%(S30→H12)が消失し、沿岸環境の改善と資源回復のために再生が必要

11 南海トラフ地震など大規模地震への対応

- ・南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度と言われるなか、漁港施設、漁港海岸の耐震化が進んでいない

第4章 今後の展開

1 施策の展開

1-1から1-4の4つの施策を展開し、もうかる水産業の実現や担い手確保などに取り組み、めざす姿の実現を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
漁業者1人あたり漁業生産額	593万円	667万円

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

サミット開催の知名度を活用し、6次産業化の促進や他産業との連携推進、輸出の促進、流通の効率化と消費拡大、安全安心な水産物の供給、競争力のある養殖業の確立により県産水産物の高付加価値化を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	0件	12件

1-2 水産業の担い手の確保・育成

新規就業者の支援や水福連携により、多様な担い手の確保・育成を推進。また、漁業者の経営力向上や女性の活躍、県一漁協の実現に向けた漁協合併の取組を促進。

目標項目	現状値	目標値(H31)
新規漁業就業者数(45歳未満)	30人	42人

2 漁業種類別の取組

漁船漁業、養殖漁業、内水面漁業などについて、漁業種類別に取組の展開を記載

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

漁業者による資源管理体制の構築を進め、持続的な生産が可能な水産業の確立をめざす。また、水産生物を育む干潟・藻場の再生、保全等に取り組む。

目標項目	現状値	目標値(H31)
資源管理に参加する漁業者数の割合	14%	30%

1-4 水産基盤の整備・保全

漁港施設や市場、共同加工施設などの整備により、安全で生産性の高い水産業と、安心して快適な漁村の構築を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	2漁港	4漁港

第4章 今後の展開の概要

1 施策の展開

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

(1) 6次産業化や他産業との連携の推進

- ①生産から販売まで一体化した6次産業化の促進
- ②漁業者と地域の水産加工業者との連携促進
- ③海女漁業の漁獲物の高付加価値化や観光など他産業との連携

(2) 輸出の促進

- ①商談機会の確保等で恒常的な水産物輸出を実現
- ②輸出に向けたHACCP認証取得を支援

(3) 流通の効率化と消費拡大

- ①県産水産物の魅力を情報発信して消費を拡大
- ②家庭における魚食を促進
- ③MSC認証、ASC認証、ハラル認証等の取得促進
- ④産地市場の統合等による効率的出荷体制

(4) 安全・安心な水産物の供給

- ①養殖業の生産履歴情報の保管と開示を促進
- ②疾病対策に係る技術開発、普及

(5) 競争力ある養殖業の確立

- ①協業化などによる経営規模拡大等を促進
- ②コスト低減や経営リスク軽減の研究、普及
- ③消費者ニーズに応じた生産を促進
- ④高品質真珠の生産技術開発及び普及

(6) 活力ある地域とするための実践・実行

- ①「地域水産業・漁村振興計画」等の策定、実践支援
- ②都市漁村交流による地域活性化
- ③サミットのレガシーとなるよう取組を継続

1-2 水産業の担い手の確保・育成

(1) 多様な担い手の確保・育成

- ①就業希望者の知識、技術習得の支援
- ②新規就業者の初期投資の負担軽減
- ③漁業就業体験や情報発信による就業促進
- ④水福連携の取組の推進
- ⑤女性の活躍の促進

(2) 漁業者の経営力向上

- ①複合経営、協業化等による所得向上や雇用創出
- ②水産業普及指導員による指導、支援
- ③漁業共済、セーフティネット等への加入促進

(3) 漁協の組織体制及び経営基盤の強化

- ①さらなる漁協合併の促進
- ②事業の効率化や新たな取組による経営基盤強化

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

(1) 水産資源の維持・増大

- ①資源管理に資する水産資源の評価を実施
- ②漁業者の自主的な資源管理措置を指導
- ③効果的、効率的な栽培漁業の推進

(2) 海面利用の調整と違反操業の防止

- ①漁業と遊漁等の海面利用調整
- ②沿岸漁業とまき網漁業の相互理解の推進
- ③密漁の監視と取締
- ④資源管理措置の遵守を徹底

(3) 内水面漁業・養殖業の振興

- ①稚アユ放流、食害防止対策の支援
- ②ウナギ資源管理に係る指導と養殖業の振興

(4) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進

- ①干潟・浅場・藻場を造成し、豊かな海を再生
- ②漁業者等が行う干潟等の保全活動を支援

1-4 水産基盤の整備・保全

(1) 災害に強い、持続的な生産を支える水産基盤の整備・保全

- ①耐震性を持った岸壁、防波堤などの整備
- ②長寿命化計画に基づく漁港施設の機能保全
- ③BCP（事業継続計画）の策定を推進

(2) 販売力強化と流通の効率化・高度化を支える基盤の整備

- ①コスト削減や鮮度保持等のための施設整備
- ②産地市場の機能強化等のための施設整備
- ③高付加価値化や輸出促進を支える施設整備

(3) 安全で快適な漁村生活のための基盤の整備

- ①海岸保全施設の耐震対策
- ②集落排水施設などの生活環境施設の整備

2 漁業種類別の取組

2-1 底びき網漁業（エビ・カニ類、アナゴ、アサリ等）

- ・資源管理と栽培漁業の推進による資源の維持・増大
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・幼稚仔の生育に必要な干潟・藻場等の再生・保全

2-2 船びき網漁業（イワシ類、イカナゴ等）

- ・資源管理の推進による資源の維持・増大
- ・漁師塾等による新規就業者の定着を促進
- ・複合経営や作業の効率化等による収入増加や経費削減
- ・漁業収入安定対策による経営の安定

2-3 まき網漁業（サバ類、イワシ類、アジ類等）

- ・資源管理措置遵守の徹底等による水産資源の維持・増大
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・三重県内の沿岸における漁獲対象魚種の資源評価
- ・サバやアジなどの多獲性魚種の消費喚起

2-4 定置網漁業（ブリ、サバ類、スルメイカ等）

- ・資源管理措置遵守の徹底等による水産資源の維持・増大
- ・漁師塾等による新規就業者の定着を促進
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・ブリについて輸出も含めた流通対策を支援

2-5 一本釣り・刺し網・はえなわ漁業等（沿岸漁業）

（マダイ、イセエビ、トラフグ等）

- ・資源管理と栽培漁業の推進による資源の維持・増大
- ・付加価値向上を図る加工業との連携や6次産業化の促進
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・環境改善と資源回復を図る藻場・干潟等の再生・保全

2-6 海女漁業（アワビ、サザエ、ナマコ等）

- ・アワビ等の種苗供給と放流効果を高める漁場の造成
- ・「海女もん商品」など高付加価値化の取組を促進
- ・藻場の造成や磯焼け防止等に係る地域の活動支援

2-7 アサリ漁業（アサリ等）

- ・漁業者自身による資源増大の取組を支援
- ・河口域の稚貝の効果的な移植放流や有効な漁獲管理の促進
- ・母貝の生育に適した干潟造成
- ・大規模干潟の造成に向けた情報収集と体制整備

2-8 魚類養殖（マダイ、ブリ、マハタ等）

- ・疾病の防止、被害の軽減にかかる技術の開発、普及
- ・低魚粉飼料の開発等など生産コスト削減や経営リスクの低減
- ・マダイやブリ、マハタ等養殖魚の輸出も含めた販売力強化
- ・協業化等による規模拡大など競争力ある経営体の育成

2-9 藻類養殖（クロノリ、アオノリ等）

- ・漁場環境に適応し、生産性の向上等が期待できる新品種の作出
- ・高価格のアサクサノリの安定生産技術の開発、普及
- ・共同加工施設の利用や協業化によるコスト削減等を推進
- ・ヒロメやアカモク等の認知度向上

2-10 貝類養殖（カキ等）

- ・シングルシード養殖等による生産コストの低減や高品質化
- ・養殖筏等を活用した複合養殖の促進等による収益性の向上
- ・三重県産カキの安全・安心確保の取組を推進
- ・商談機会の確保等により輸出も含めた販路拡大を促進

2-11 真珠養殖（アコヤガイ）

- ・高品質真珠生産のための母貝やピース貝の生産と養殖技術開発
- ・生産者と連携した三重県産真珠のPR
- ・協業化等による規模拡大など、競争力ある事業者の育成

2-12 内水面漁業・養殖業（アユ、ウナギ、シジミ等）

- ・稚アユ放流やカワウ等の食害防止への支援による資源増大
- ・ウナギ資源の適正管理とウナギ養殖業の振興
- ・シジミ資源の持続的活用の推進